

## 記入における注意事項

認可外保育施設に係る確認申請書（別紙2 認可外保育施設）については、次の点に注意し作成してください。

### 1. 届出等に関する事項

「児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日」とは、設置の届出を行った年月日のことです。

「認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無」について、証明書が交付されていない施設におかれましては、「認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日」に令和6年9月30日以内の日付をご記入ください。

上記の日付を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については、無償化の対象から外れることになりますのでご注意ください。

また、添付書類の「3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類」の基準への適合（見込み）状況を説明する書類について、証明書が交付されていない施設におかれましては、今後どういった事項を改善し、基準を満たす予定であるかなどを記載いただいた書類の提出をお願い致します。（様式は問いません。）

### 3. 運営に関する事項

「提供するサービス内容」や「利用料金等」など、様式にうまく収まらない場合は、添付書類として必要な「料金表及び利用案内・パンフレット」など当該事項の内容がわかる書類を添付して頂き、様式には「別途添付」と記載して下さい。

また、無償化に伴い、領収証は利用料の額と日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等の特定費用の額とを区分して記載しなければならぬと規定されましたため、本様式でも区分して記載いただくようお願い致します。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準）